

根室ホルスタイン改良協議会HP ～個人情報保護方針について～

個人情報保護に関する法律に基づき、公表又は本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

根室ホルスタイン改良協議会
会長 武隈 昭博
【2015年11月6日制定】

1. 当協議会が取り扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

下記のとおり、

事業内容	利用目的
1- 情報運用・提供	①HPに掲載する共進会成績、体型審査成績、講習会内容の公表
2- 共進会業務	①出陳者、出陳牛の受付、確認 ②衛生検査受診情報の取扱い ③出陳名簿、擬賞名簿の作成 ④会議・催事等の通知 ⑤業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・業務提携先等への提供
3- 研修・講習会企画	①会議・催事等の通知 ②研修・講習会の参考情報として ③業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・業務提携先等への提供

2. 当協議会が取り扱う保有個人データに関する事項(法24条1項関係)

下記のとおり、

- 1 当該個人情報取扱事業者の名称・・・根室ホルスタイン改良協議会
- 2 開示等の求めに応じる手続き
 - (1)開示等の求めのお申し出先

当協議会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申し出下さい。受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとなります。

なお、お取引内容等に関するご照会は、各業務のお取引窓口にお尋ねください。

【開示受付窓口】

生産振興課 根室ホルスタイン改良協議会事務局担当者

T E L (0153)-72-2148 F A X (0153)-72-4401

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

受付窓口に直接お越しいたゞき、当協議会所定の請求書によりお申し込み下さい。

なお、やむを得ない事情により受付窓口にお越しいただけない場合には、電話等により請求用紙を請求していただき、所定の事項をご記入の上、郵送またはF A Xで送付してください。

(3) 開示等のお求めをする者ご本人又はその代理人であることの確認方法

ご本人からのお申込みの場合には本人であることを、ご来所の場合には運転免許証、パスポート、健康保険証の被保険者証、印鑑証明の実印、外国人登録証明書により確認させていただき、郵送またはF A Xによる場合には、運転免許証またはパスポートの写しのほか、住民票または請求書に実印の押印と印鑑証明書(交付日より3カ月以内のもの)を同封していただき確認させていただきます。また、代理人からのお申込みの場合には、来所によるものとし、代理人であることを委任状及び本人の印鑑証明書(交付日より3カ月以内のもの)付きの請求書により確認させていただきます。

(4) 利用目的の通知又は開示を求める際の手数料の額および徴収方法

開示の求めに対して、次の手数料をいただきます。

1. 磁気媒体(CD-R)による開示 100円+税(CD-R代)

郵送の場合 + 郵送料(配達証明書付)実費

2. 紙による開示 コピー代10円×枚数(A4)+消費税

郵送の場合 + 郵送料(配達証明書付)実費

3. 手数料徴収方法

現金・貯金振込のいずれかによる

ー3 保有個人データの取扱に関し当協議会が設置する苦情のお申し出先窓口

当協議会の保有個人データの取扱等に関する苦情等については、次のところまでご連絡下さい。

【苦情等相談窓口】

生産振興課 根室ホルスタイン改良協議会事務局担当者

T E L (0153)-72-2148 F A X (0153)-72-4401

3 共同利用に関する事項(法 23 条 4 項 3 号関係)

法 23 条 4 項 3 号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で協同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態においているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規程に基づき、当協議会が共同して利用する場合について次のとおりです。

- (1) 根室管内の農業協同組合との間の共同利用
- (2) 北海道ホルスタイン農業協同組合との間の共同利用
- (3) 根室地区農業共済組合との間の共同利用
- (4) 根室家畜衛生保健所との間の共同利用

4 備考

当協議会が、御本人への通知、ご利用約款等の御承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、御了承下さい。以上